

雇児総発 1130 第 1 号
雇児母発 1130 第 1 号
平成 24 年 11 月 30 日

各 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
保 健 所 設 置 市
特 別 区
児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

母子保健課長

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について

児童虐待防止対策の推進については、平素よりご尽力を頂き、感謝申し上げます。

さて、これまでも、養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援については、要保護児童対策地域協議会を活用するなどして御尽力いただけてきたところである。

しかしながら、依然として児童虐待による死亡事例が発生しており、その中には虐待が疑われる段階に至る前から関係機関が情報を共有し、連携協力して支援を実施していれば、死亡に至らなかった可能性がある事例も存在していると考えられる。

このような状況を背景として、先般「『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）』を踏まえた対応について」（平成24年7月26日付け雇児総発0726第1号、雇児母発0726第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）において、虐待の発生及び深刻化を予防するため、要支援児童や特定妊婦の家庭など、養育支援を特に必要とする家庭への早期からの支援が必要であり、要保護児童対策地域協議会を活用した継続的な支援を行うこと、また、特に乳幼児健康診査等を受けていない家庭等に対応することが重要である旨を示したところである。

今般、市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会の調整機関等における養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に関して、具体的に留意すべき事項について整理したので下記のとおり通知する。

貴職におかれてはこの内容を御了知いただくとともに、管下の児童相談所及び保健所並びに管内市区町村に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、警察庁生活安全局、総務省自治行政局並びに法務省刑事局及び入国管理局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基

づく技術的助言である。

記

1 趣旨

児童虐待の発生予防のためには、要保護児童(*)の家庭のみならず、養育支援を特に必要とする家庭（要支援児童(*)又は特定妊婦(*)のいる家庭をいう。以下同じ。）についても、要保護児童対策地域協議会を活用し、継続的に状況の把握・分析や支援を行う必要がある。このため、要支援児童及び特定妊婦の把握及び支援の留意点について示すものである。

特に、乳幼児健康診査等の保健・福祉サービスを受けていないことについては、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第8次報告）において、死亡事例等を防ぐためにリスクとして留意すべきポイント（以下「留意すべきポイント」という。）として示されている（P69参照）ほか、乳幼児健康診査等の未受診等の家庭への対応について提言されている。このため、乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスの未受診等の情報を基に養育支援を特に必要とする家庭を把握する方法を示すものである。

なお、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日付雇児総発0727第4号、雇児母発0727第3号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）により示している妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備についても引き続き推進されたい。

(*) 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義

（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項及び第8項）

- ・要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）
- ・特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

2 要支援児童の把握及び情報収集

乳幼児等を対象とする保健・福祉サービス（乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業など）は、児童の健康状態や母親等の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげる貴重な機会であって、児童が健やかに成長するために欠かせないものである。また、これらを受けていない家庭では、受けている家庭よりも虐待発生のリスクが高いものと考えられる。

このため、市区町村は、これらの未受診等の家庭（兄弟姉妹を含む。）の状況を把握し、勧奨により適切な受診等に結びつけるとともに、これらの保健・福祉サービスの提供を通じて、その後の支援について検討するために必要な情報を得ることが必要である。

その上で、支援に関して検討を要する家庭については、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有し、支援の必要性や支援方針を協議する必要がある。

特に、家庭訪問等による勧奨にもかかわらず、合理的な理由なくこれらを受けない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭は、虐待発生のリスクが高い家庭として位置づけ、必要に応じ、児童相談所と対応や支援について相談・情報共有を行うなど児童相談所と連携して対応する必要がある。

このため、次のことに留意して対応されたい。

(1) 乳幼児健康診査未受診等の家庭の把握及び情報の整理

ア 乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けていない乳幼児の家庭に対して、それらの実施機関において電話、文書、家庭訪問等により勧奨し、受診等に結びつけるよう努める。

その際、各保健・福祉サービスの実施機関は、未受診等の理由、背景等を調べ、これらの情報から、今後の支援や見守りについて検討が必要と考えられる家庭については、市区町村の児童虐待担当部門（以下「児童虐待担当」という。）に情報提供を行い、対応を協議する。

イ 支援について検討が必要な家庭としては、行政の関与に拒否的な家庭、勧奨に合理的な理由なく応じない家庭、未受診の理由や背景等が把握できない家庭、勧奨に応じるものの虐待発生のリスクが高いと考えられる家庭（「留意すべきポイント」参照）などが想定される。保健・福祉サービスの実施機関において判断に迷う事例についても、児童虐待担当に情報提供を行う。

ウ 児童虐待担当においては、これらの家庭を支援につなげるため、当該児童に関する他の保健・福祉サービス等の提供状況、関係機関の関与の状況等の当該児童や家庭に関する情報を整理し、要保護児童対策地域協議会において関係機関でこれらの情報を共有する。

(2) 居住実態が把握できない家庭の確認

ア (1)の対応において居住実態が把握できない家庭については、児童虐待担当は、その所在を把握するため、児童相談所の関与について確認するとともに、住民基本台帳や戸籍の記載事項、生活保護、児童手当、児童扶養手当等の受給状況などについての関係機関への調査や、住民基本台帳、戸籍等から判明した親族、近隣住民等への調査などにより情報収集を行い、当該家庭の実態の把握に努める。

イ 市区町村は、アの情報収集を行っても実態が把握できない場合や、情報収集の結果、虐待が疑われる場合など、虐待のおそれがあり、児童相談所の対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に対応を求める。

ウ 児童相談所は、出頭要求や臨検・捜索等の活用を含め、児童の安全確認・安全確保のための対応を行うとともに、必要に応じ、他の児童相談所と連携を図るなどして所在の確認に努める。

また、情報収集や児童相談所の対応の状況から必要があると認められる場合には、児童相談所から所在不明の児童の行方不明者届を提出することについて警察に相談する。

(3) 転出の情報等を把握した場合の対応

ア (2)アの情報収集の過程で、当該家庭が他の市区町村へ転出した旨の情報を得た場合には、転出先と考えられる市区町村に連絡し、当該家庭の居住実態の確認を依頼する。

依頼を受けた市区町村の児童虐待担当では、管轄の児童相談所の関与について確認するとともに、(2)アと同様の情報収集を行い、当該家庭の居住状況や児童の所在について確認し、その結果を依頼のあった市区町村の児童虐待担当に連絡する。

転出先と考えられた市区町村で居住実態が確認できなかった場合には、引き続き、依頼元の市区町村において実態把握に努める。

イ また、市区町村は、対象家庭に外国籍の者がいる場合や、対象家庭が外国に出国した旨の情報を得た場合は、必要に応じて、児童福祉法第25条の3の規定に基づき、照会目的及び根拠法令を明らかにした上で、要保護児童対策地域協議会から東京入国管理局へ当該家庭の出入（帰）国記録等の照会に係る協力を求めることができる。具体的な手続方法については、別添「出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項」（平成24年6月法務省入国管理局）等を参照されたい。

なお、出国が確認できた場合でも、里帰り出産などのために一時的に外国に出国していると思われる場合には、帰国後の支援のため引き続き当該家庭の情報を管理する必要があることに留意する。

(4) 住民基本台帳に記録がない等により把握していなかった児童を発見した場合の対応

ア 市区町村は、当該市区町村の住民基本台帳に記録がない等により把握していなかった児童を発見した場合には、保護者に対し、転居歴、転入の届出をしていない理由などを確認した上で、転出前の市区町村に連絡し、当該児童の成育歴、保健・福祉サービス等の提供履歴の情報など当該家庭の支援に当たって必要となる情報の提供を受ける。その上で、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報共有するなどし、支援の必要性や支援の方針・内容を検討する。届出を行わないまま転出入を繰り返す家庭では、虐待発生リスクが高いと考えられることに特に留意する必要がある。

イ なお、当該市区町村に居住実態がある場合には、住民基本台帳担当部門と連携して適切に転入の届出を行うよう勧奨し、配偶者からの暴力等により、加害者に居住場所を知られることを危惧して届出を躊躇している場合には、暴力被害者等の保護のための住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付の制限措置が講じられる可能性もあることから、住民基本台帳担当部門に相談する。

ウ また、転出前の市区町村で当該家庭に係る(3)の確認作業を行っていた場合には、転出先の市区町村からの連絡を受けてこれを終結させるとともに、転出先の市区町村への情報提供に積極的に協力する。

3 特定妊婦の把握及び情報収集

児童虐待を予防するためには、市区町村が中心となり、妊娠期から、出産後の養育支援が必要な妊婦を把握し、要保護児童対策地域協議会において特定妊婦として支援対象に位置づけ、出産後の支援の体制を整えておく必要がある。

具体的には、望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患、支援者の不在などの妊婦に関する情報が重要であり、これらの情報を妊娠の届出から得た情報、医療機関から提供された情報、妊婦から妊娠・出産や出産後の子育ての相談を受けた関係機関の情報などから把握する。

これらの妊婦について、家庭訪問等により情報収集を行った上で、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有する。

なお、医療機関との情報共有については、「児童虐待の防止等のための医療機関との

連携強化に関する留意事項について」(平成24年11月30日付け雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を参照されたい。

4 養育支援を特に必要とする家庭に対する支援

上記2及び3により把握した家庭については、要保護児童対策地域協議会において養育支援の必要性や支援の内容を検討する。具体的な支援に当たっては、次のことに留意されたい。

(1) 要支援児童の家庭に対する支援

要支援児童の家庭への支援としては、市区町村が中心となり、保護者の子育ての負担を軽減するため、定期・不定期の来訪による相談支援等を行うほか、必要に応じ、新生児訪問、養育支援訪問事業を始め、保育所、子育て短期支援事業(ショートステイ)、一時預かり事業などの地域の子育て支援の事業を活用して支援を行う。

児童虐待担当においては、児童虐待の予防の観点から、これらの事業等を活用することを要保護児童対策地域協議会において検討されたい。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関は、要支援児童の家庭に対する支援の状況、行政サービスの提供状況等の情報について一元的、継続的に把握・記録し、要保護児童対策地域協議会における支援に活用する。

(2) 特定妊婦の家庭に対する支援

特定妊婦の家庭への支援としては、市区町村が中心となり、必要に応じ、妊婦訪問指導や養育支援訪問事業などにより、配偶者・パートナーやその他の家族も含め、出産後の準備、養育方法の指導等を行う。

また、出産後の支援の方針・内容、関係機関の役割分担等について出産前から関係機関で協議し、速やかに支援を開始できるように準備しておく。

さらに、必要に応じ、児童相談所と連携して乳児院への入所、里親委託、養子縁組等の社会的養護関連の制度についても妊婦等に情報提供し、関係機関と必要な対応を検討する。

(3) 支援中の家庭が転居した場合の対応

支援中の家庭が転居した場合には、当該家庭が引き続き支援を受けられるよう、支援をしていた市区町村は、転居先の市区町村に連絡し、支援に必要な情報を提供するなど引継ぎを行う。

転居先の市区町村では、提供を受けた情報を要保護児童対策地域協議会において関係機関で共有し、支援の必要性や支援の方針・内容を検討する。

また、転居先が不明な場合には、2(2)の対応をとる。

(4) 児童相談所による対応

児童相談所は、要保護児童対策地域協議会を通じて要支援ケースを把握するだけでなく、児童相談所による専門的な対応が必要と考えられる場合や、関係機関から児童相談所の対応を求められた場合などには、児童相談所として積極的に対応する。

5 自治体間の情報交換・共有と守秘義務及び個人情報保護との関係

転居事例の家庭状況やこれまでの支援の経緯を把握するためには、転居前後の自治体が連携して対応することが不可欠であるが、自治体間で個別事例に関する情報交換・共有を行うことが、守秘義務や個人情報保護に関する規定に抵触する可能性があるとの懸念により、自治体間の連携に積極的でない自治体があるとの指摘もある。児童虐待の防止等のために必要かつ相当な範囲で行う自治体間の情報共有については、以下のとおり基本的に守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならないため、改めてこれに留意し、自治体間で積極的かつ適切な情報交換・共有に取り組まれない。

(1) 自治体職員の守秘義務に係る規定

自治体の職員については、地方公務員法第 34 条において守秘義務が規定されており、職務上知り得た秘密を漏らした場合には刑事罰の対象となるが、法令に基づく行為など正当な行為である場合には守秘義務違反の罪は成立しない（参考：刑法第 35 条）。

この点、児童虐待の防止等のための自治体間の連携に関しては、児童虐待防止法第 4 条第 1 項において「関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が明記されているほか、転居事例の際などに自治体間で情報交換・共有ができることを明確にするため、同法第 13 条の 3 においては、地方公共団体の機関は他の市町村の長等からの求めに応じ、児童虐待の防止等に係る児童、保護者その他の関係者に関する資料又は情報を提供できることが規定されており（参考：児童相談所運営指針第 3 章第 1 節 4 (9)）、このような児童虐待の防止等のための自治体間の情報提供は、法令に基づく行為であり、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り正当な行為に当たることから守秘義務違反とはならない。

(2) 自治体職員に関する個人情報保護に係る規定

各自治体において定められている個人情報保護条例においては、個人情報の目的外の使用及び第三者提供が禁止されているが、これらの除外規定として、法令に定めがあるとき等が定められていることが一般的である。自治体間の児童虐待の防止等に係る情報提供が、各自治体において目的外の第三者提供に当たると解される場合であっても、児童虐待防止法第 13 条の 3 に基づく行為であるため、法令に定めがあるときに該当し、このような除外規定がある場合には条例違反とはならない。